

# 主な検討事項(案)について

平成31年2月25日  
厚生労働省老健局

## 主な検討事項(案)について

- 前回の制度改正(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号))では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするために、
  - (1)地域包括ケアシステムの深化・推進
  - (2)介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んだ。
- 次期制度改正に向けては、引き続き、「高齢化の進展」に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みつつ、2025年以降の「現役世代人口の急減」という新たな重要課題に対応し、
  - ・現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
  - ・労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を図っていく必要がある。そのため、別紙のような分野横断的なテーマについて、議論していくことが考えられるのではないか。

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。

1. 介護予防・健康づくりの推進  
(健康寿命の延伸)

2. 保険者機能の強化  
(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化)

3. 地域包括ケアシステムの推進  
(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)

4. 認知症「共生」・「予防」の推進

5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。